

資格の取得と喪失：13分

1. 強制加入被保険者の資格取得の時期（法第8条）
2. 第1号被保険者の資格取得の時期（法第8条）
3. 第2号被保険者・第3号被保険者の資格取得の時期（法第8条）
4. 被保険者の資格取得の時期のまとめ（法第8条）
5. 資格喪失の時期（法第9条、法附則第3条等）
6. 任意加入被保険者の資格取得日（法附則第5条）
7. 任意加入被保険者の資格喪失日（法附則第5条第6項～第9項）

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第8条……………国民年金法第8条
- ・法附則第5条第6項……………国民年金法附則第5条第6項
- ・平成6年改正法附則第11条 ……平成6年改正国民年金法附則第11条

資格の取得と喪失：13分

8. 特例による任意加入被保険者の資格取得と資格喪失 (平成6年改正法附則第11条、平成16年改正法附則第23条)

※ 確認問題

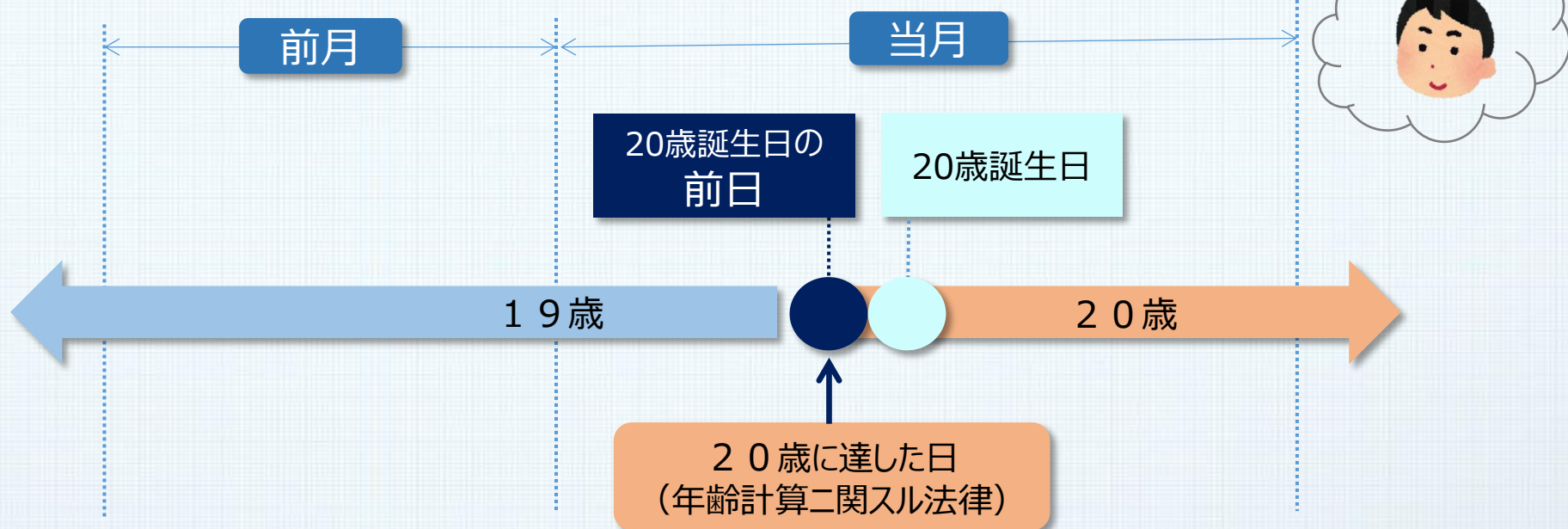
■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第8条……………国民年金法第8条
- ・法附則第5条第6項……………国民年金法附則第5条第6項
- ・平成6年改正法附則第11条 ……平成6年改正国民年金法附則第11条

強制加入被保険者の資格取得の時期（法第8条）

ケース

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送られてきたAさんが、手続きをするために市役所に行ってきました。



第1号被保険者の資格取得の時期①（法第8条）

第1号被保険者 (法第7条第1項第1号)

- ▶ 20歳に達した日（法第8条第1項第1号）
- ▶ 日本国内に住所を有した日（法第8条第1項第2号）
- ▶ 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなった日（法第8条第1項第3号）

住民基本台帳
の情報

日本年金機構

案内等を送付し
手続きを促す

20歳
に達した人

届出

市町村



Point

手続きをとらない人に対しては、届出なしで被保険者として適用し、年金手帳を送付する措置をとっています。

第1号被保険者の資格取得の時期②（法第8条）

第1号被保険者
(法第7条第1項第1号)

- ▶ 20歳に達した日（法第8条第1項第1号）
- ▶ 日本国内に住所を有した日（法第8条第1項第2号）
- ▶ 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなった日（法第8条第1項第3号）

日本国内に住所を有した日

外国人／
日本人
(任意加入被
保険者を含む)

← 海外居住 →

← 第1号被保険者に該当 →



第2号被保険者・第3号被保険者の資格取得の時期（法第8条）

第1号被保険者 (法第7条第1項第1号)

- ▶ 20歳に達した日（法第8条第1項第1号）
- ▶ 日本国内に住所を有した日（法第8条第1項第2号）
- ▶ 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなった日（法第8条第1項第3号）

第2号被保険者 (法第7条第1項第2号)

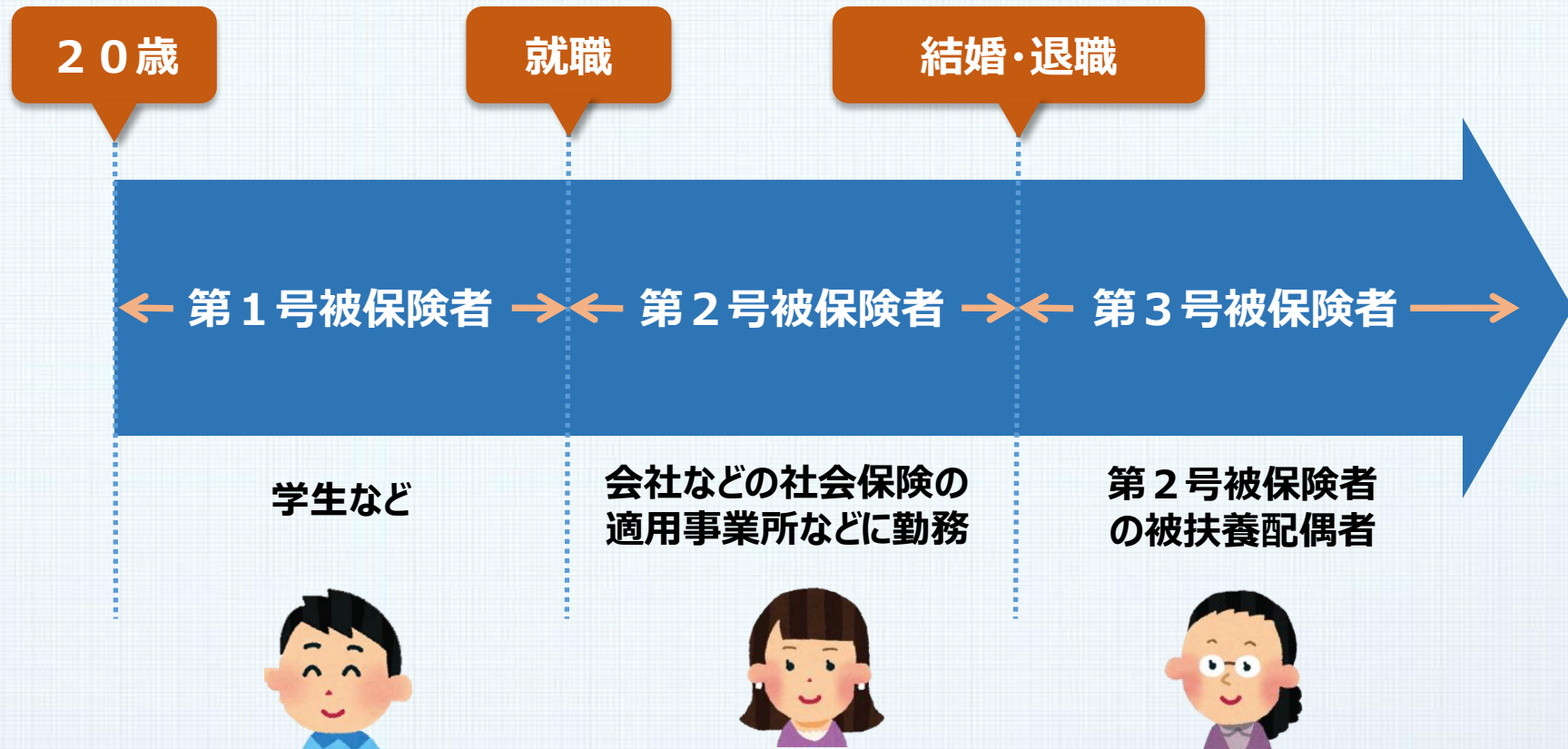
- ▶ 厚生年金保険の被保険者、共済組合等の組合員又は加入者の資格を取得した日（法第8条第1項第4号）

第3号被保険者 (法第7条第1項第3号)

- ▶ 20歳以上60歳未満の間に被扶養配偶者となった日（法第8条第1項第5号）
- ▶ 被扶養配偶者に該当する者が20歳に達した日（法第8条第1項第1号）



被保険者の資格取得の時期のまとめ（法第8条）



資格喪失の時期①（法第9条、法附則第3条等）

第1号被保険者 (法第7条第1項第1号)

- ▶ 死亡日の翌日（法第9条第1項第1号）
- ▶ 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日（法第9条第1項第2号）
- ▶ 60歳に達した日（法第9条第1項第3号）
- ▶ 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者となった日（法第9条第1項第4号）

第2号被保険者 (法第7条第1項第2号)

- ▶ 死亡日の翌日（法第9条第1項第1号）
- ▶ 厚生年金保険の被保険者及び共済組合等の組合員又は加入者の資格を喪失した日、又は、65歳に達した日（原則）
(法第9条第1項第5号)（法附則第3条）（法附則第4条）

第3号被保険者 (法第7条第1項第3号)

- ▶ 死亡日の翌日（法第9条第1項第1号）
- ▶ 60歳に達した日（法第9条第1項第3号）
- ▶ 被扶養配偶者でなくなった日の翌日（法第9条第1項第6号※）
※ 第7条第1項第1号又は第2号に該当するときを除く。

資格喪失の時期②（法第9条、法附則第3条等）

（65歳時に老齢年金等の受給権者である場合）

65歳

70歳

厚生年金保険の被保険者

第2号被保険者

（65歳時に老齢年金等の受給権者でない場合）

65歳

老齢年金等の
受給権発生

70歳

厚生年金保険の被保険者

第2号被保険者

※ 65歳以降も厚生年金保険の適用事業所に勤務のケース



資格喪失の時期③（法第9条、法附則第3条等）

第1号被保険者 (法第7条第1項第1号)

- ▶ 死亡日の翌日（法第9条第1項第1号）
- ▶ 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日（法第9条第1項第2号）
- ▶ 60歳に達した日（法第9条第1項第3号）
- ▶ 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者となった日（法第9条第1項第4号）

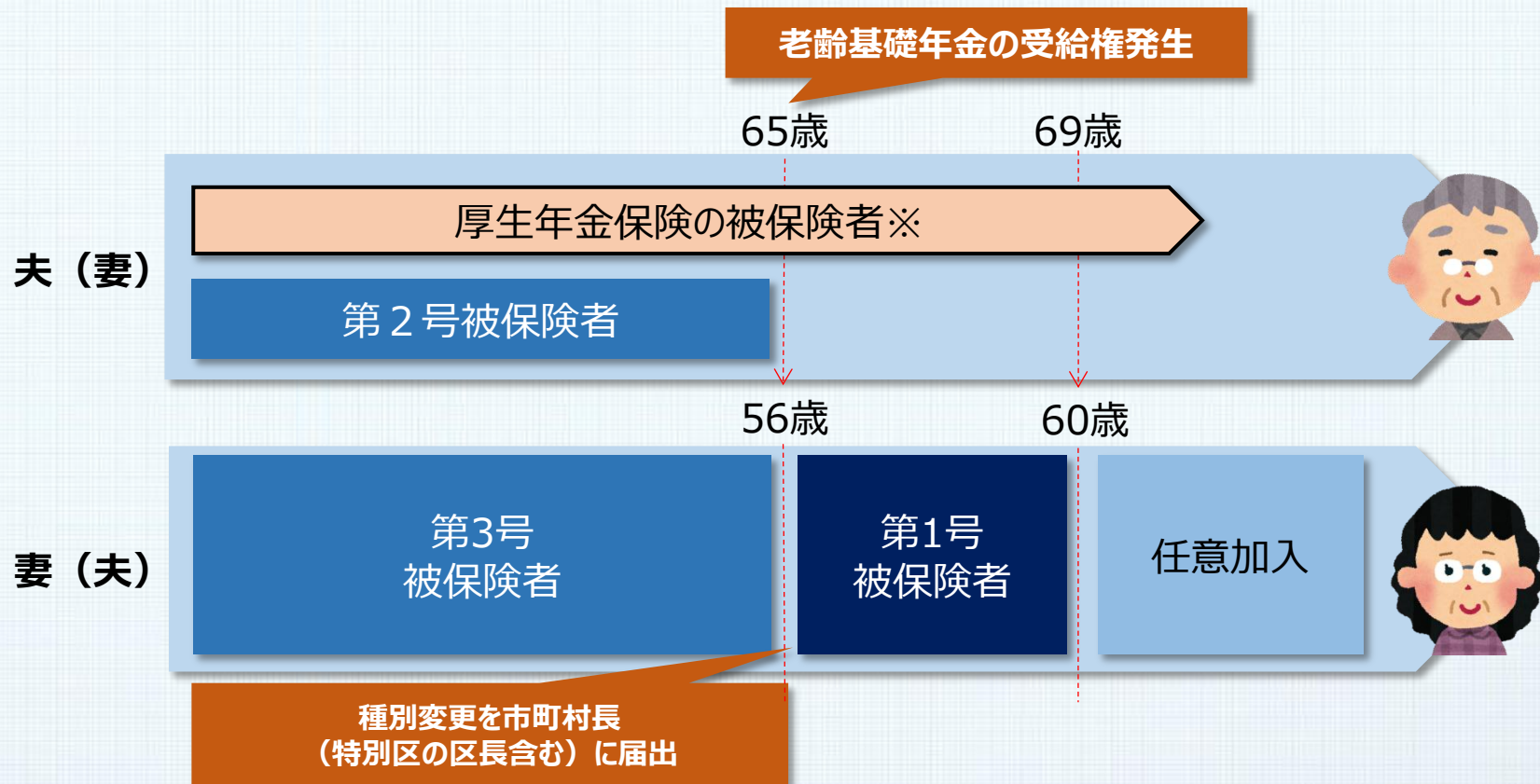
第2号被保険者 (法第7条第1項第2号)

- ▶ 死亡日の翌日（法第9条第1項第1号）
- ▶ 厚生年金保険の被保険者及び共済組合等の組合員又は加入者の資格を喪失した日、又は、65歳に達した日（原則）
（法第9条第1項第5号）（法附則第3条）（法附則第4条）

第3号被保険者 (法第7条第1項第3号)

- ▶ 死亡日の翌日（法第9条第1項第1号）
- ▶ 60歳に達した日（法第9条第1項第3号）
- ▶ 被扶養配偶者でなくなった日の翌日（法第9条第1項第6号※）
※ 第7条第1項第1号又は第2号に該当するときを除く。

資格喪失の時期④（法第9条、法附則第3条等）



※65歳以降も厚生年金保険の適用事業所に勤務するケース

任意加入被保険者の資格取得日（法附則第5条）

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の被用者年金各法の老齢給付等を受けることができる者（法附則第5条第1項第1号）

日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者（法附則第5条第1項第2号）

日本国籍を有する者で日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の者（法附則第5条第1項第3号）

任意加入の申出をした日
（法附則第5条第3項）



任意加入被保険者の資格喪失日①（法附則第5条第6項）

共通した 資格喪失日

- ▶ 死亡日の翌日（法附則第5条第6項）
- ▶ 65歳に達した日（法附則第5条第6項第1号）
- ▶ 第2号被保険者の資格を取得した日（法附則第5条第6項第2号）
- ▶ 資格喪失の申出が受理された日（法附則第5条第6項第3号）
- ▶ 満額の老齢基礎年金が受給できる月数（法第27条各号に掲げる月数を合算した月数が480月）に達した月の翌月1日（法附則第5条第6項第4号）



任意加入被保険者の資格喪失日②（法附則第5条第7項～第9項）

日本国内に住所を有する
20歳以上60歳未満
の被用者年金各法の老
齢給付等を受けることが
できる者

（法附則第5条第1項第1号）

- ▶ 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日
- ▶ 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができなくなった日
- ▶ 第2号被保険者の被扶養配偶者となった日
- ▶ 保険料を滞納し督促状に指定した日までに納付しないときはその指定した日の翌日

日本国内に住所を有する
60歳以上65歳未満
の者（法附則第5条第1項第2号）

- ▶ 日本国内に住所を有しなくなった日の翌日
- ▶ 保険料を滞納し督促状に指定した日までに納付しないときはその指定した日の翌日

日本国籍を有する者で
日本国内に住所を有し
ない20歳以上65
歳未満の者

（法附則第5条第1項第3号）

- ▶ 日本国内に住所を有した日の翌日
- ▶ 日本国籍を有しなくなった日の翌日
- ▶ 60歳未満で第2号被保険者の被扶養配偶者となった日の翌日
- ▶ 保険料を滞納し保険料を納付することなく2年が経過した日の翌日

特例による任意加入被保険者の資格取得と資格喪失①

(平成6年改正法附則第11条、平成16年改正法附則第23条)

資格取得日

任意加入の申出をした日

(平成6年改正法附則第11条第4項、平成16年改正法附則第23条第4項)

日本国内に住所を有する者と日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない者に共通した資格喪失日



▶ 死亡日の翌日

(平成6年改正法附則第11条第7項第1号、平成16年改正法附則第23条第7項第1号)

▶ 第2号被保険者の資格を取得した日

(平成6年改正法附則第11条第7項第2号、平成16年改正法附則第23条第7項第2号)

▶ 老齢基礎年金や被用者年金制度の老齢給付等の受給権を取得した日の翌日

(平成6年改正法附則第11条第7項第3号、平成16年改正法附則第23条第7項第3号)

▶ 70歳に達した日

(平成6年改正法附則第11条第7項第4号、平成16年改正法附則第23条第7項第4号)

▶ 資格喪失の申出が受理された日

(平成6年改正法附則第11条第7項第5号、平成16年改正法附則第23条第7項第5号)

特例による任意加入被保険者の資格取得と資格喪失②

(平成6年改正法附則第11条、平成16年改正法附則第23条)

日本国内に住所を有する者の資格喪失日

- ▶ **日本国内に住所を有しなくなった日の翌日**
(平成6年改正法附則第11条第8項第1号、平成16年改正法附則第23条第8項第1号)
- ▶ **保険料を滞納し督促状に指定した日までに納付しないときはその指定した日の翌日**
(平成6年改正法附則第11条第8項第2号、平成16年改正法附則第23条第8項第2号)

日本国籍を有する者で日本国内に住所を有しない者の資格喪失日

- ▶ **日本国内に住所を有した日の翌日**
(平成6年改正法附則第11条第9項第1号、平成16年改正法附則第23条第9項第1号)
- ▶ **日本国籍を有しなくなった日の翌日**
(平成6年改正法附則第11条第9項第2号、平成16年改正法附則第23条第9項第2号)
- ▶ **保険料を滞納し保険料を納付することなく2年が経過した日の翌日**
(平成6年改正法附則第11条第9項第3号、平成16年改正法附則第23条第9項第3号)



確認問題

問題 1

第 1 号被保険者が 60 歳に達したときは、その日に被保険者資格を喪失し、被保険者が死亡したときは、その翌日に被保険者資格を喪失する。

解答



(法第 9 条)

問題 2

日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者は、日本国籍を有する限り、厚生労働大臣に申し出て被保険者となることができる。

解答



(法附則第 5 条)

日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者（第 2 号被保険者を除く）は、国籍を問わず、厚生労働大臣に申し出て任意加入被保険者となることができます。

